

～新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少された方へ～

「家賃補助付きセーフティネット住宅」の 入居者の家賃を減らします

1 実施概要

住まいにお困りの方が入居できる「家賃補助付きセーフティネット住宅」について、以下の要件を満たす方の補助上限額を、毎月 40,000 円から 62,900 円^{*}に引き上げ、入居者の負担を減らします。

※実際の補助額は、住宅の面積、入居者の世帯月収額及び家賃によって決まります。

※補助の総額は 480 万円までとなります。

※横浜市がオーナーに補助をしますので、入居者がオーナーに支払う家賃は、市営住宅に入居したときと同程度の金額となります。

2 補助上限額の引き上げの要件（全てを満たす必要があります）

- （1）新型コロナウイルス感染症の影響による離職、病気等の事情により、収入が概ね 20%以上減少し、家賃の支払いが困難であること
- （2）横浜市内に在住または在勤していること（今回、解雇された方も含みます。）

3 補助上限額の引き上げの期間

上記（1）の要件を満たさなくなるまで^{*}の期間

※横浜市が年に 1 回実施する「入居者資格の確認」により判断します。

【参考】「家賃補助付きセーフティネット住宅」の入居者の要件（全てを満たす必要があります）

- 1 世帯の月収額が 15 万 8 千円以下であること
- 2 住宅扶助（生活保護制度）や住居確保給付金（生活困窮者自立支援制度）を受給していないこと
- 3 横浜市内に在住または在勤していること
- 4 持ち家がないこと など

お問い合わせ先

家賃補助付きセーフティネット住宅に関すること

【横浜市住宅供給公社 賃貸住宅事業課（家賃補助付きセーフティネット住宅担当）】

電話番号 045-451-7755 FAX 045-451-7707

受付時間 月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始を除く）、8時45分～17時15分

「横浜市住宅供給公社ホームページ」

横浜市家賃補助付きセーフティネット住宅

検索



住宅セーフティネット制度全体に関すること

【横浜市建築局住宅部住宅政策課】

電話番号 045-671-4121 FAX 045-641-2756